



平成22年11月19日

各位

会社名 株式会社ディー・ディー・エス
代表者 代表取締役社長 三吉野 健滋
(東証マザーズ・コード番号 3782)
問合せ先 I R 室長 鈴木 達也
電話番号 052-533-1202
(URL <http://www.dds.co.jp>)

(訂正)「過年度決算短信、四半期決算短信、有価証券報告書、四半期報告書
及び有価証券届出書の訂正について」の訂正について

平成22年11月15日開示の「過年度決算短信、四半期決算短信、有価証券報告書、四半期報告書及び有価証券届出書の訂正について」の内容の一部を訂正いたしましたので、改めて以下のとおり全文を開示いたします。

当社の平成19年12月期以降の10百万円以上の取引に関する会計処理に対して網羅的に社内調査を行ったところ、平成20年12月期から平成21年12月期までの会計期間において一部の会計処理が不適切であったことが判明しました。決算訂正の必要性について関係各所との協議を行った結果、過年度決算訂正を行うことになりましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお概算の訂正金額は、平成20年12月期の約17億52百万円の総純損失が約61百万円増加し約18億14百万円となり、平成21年12月期に約15億円計上している総純損失が約61百万円減少し約14億39百万円となります。

記

1. 訂正の対象となる決算短信等

平成20年12月期 決算短信	(平成21年2月10日公表)
平成21年12月期 第1四半期決算短信	(平成21年5月12日公表)
平成21年12月期 第2四半期決算短信	(平成21年8月11日公表)
平成21年12月期 第3四半期決算短信	(平成21年11月16日公表)
平成21年12月期 決算短信	(平成22年2月12日公表)
平成20年12月期 有価証券報告書	(平成21年3月31日提出)
平成21年12月期 第1四半期報告書	(平成21年5月15日提出)
平成21年12月期 第2四半期報告書	(平成21年8月14日提出)
平成21年12月期 第3四半期報告書	(平成21年11月16日提出)
平成21年12月期 有価証券報告書	(平成22年3月29日提出)
有価証券届出書(株式発行)	(平成21年6月10日提出)

有価証券届出書（新株予約権証券発行）（平成21年6月10日提出）

有価証券届出書（株式発行）（平成22年4月6日提出）

なお、訂正後の連結財務諸表等については、監査法人東海会計社の監査を受け、改めて監査報告書を受領しており、短信等の訂正及び財務局へ提出する訂正報告書は平成22年11月16日及び17日に開示いたします。

2. 訂正の内容

以下の3取引について、①②取引については決算訂正を行い、③取引については後発事象として開示を行います。

その結果、平成20年12月期の純損失が約61百万円増加し、平成21年12月期の純損失が約61百万円減少します。

① 平成20年10月9日のコンテンツ配信システムに関する仕入取引

平成20年12月期よりユビキタスプロダクツ事業の一環として、マルチメディア対応に優れたデジタルテレビの基盤技術を持つA社と共同開発プロジェクトを推進していました。開発プロジェクトは、放送系のコンテンツだけでなくインターネット上の様々なコンテンツを簡単な操作で視聴・保存記録が可能とする新世代型デジタルTVに関するものであり、併せて書店、ビデオ店、レジャーホテルなどの顧客向けに最新の映像を配信するサービスを行うコンテンツ配信システムの検討を行っていました。

本取引は、上記のサービスに関わる一部の開発を当社とA社の共同開発だけでなく、B社を外注先として並行的に行うという目的で開始されました。そのために平成20年10月9日に当社は、B社に手形にて本システムの発注を行いました。

しかし、本取引による納品物は、本取引以外に平成20年10月24日にA社との間で行った取引により当社が購入したものと同一のものであり、本取引での納品物ではないことが判明しました。本取引において、材料仕入れとして納入の処理がなされた電子機器は平成20年10月9日に53.6百万円（消費税抜51.5百万円）の棚卸資産として計上され、さらに平成21年9月30日に在庫評価損として特別損失に計上されています。

本取引の納品物は確認できませんでしたので、そもそも前渡金としての処理を行うべきであったとして、棚卸資産として計上されている製品とその棚卸資産評価損を取消し、平成20年12月期に貸倒損失を計上する等の決算修正を行います。

② 平成20年11月7日のGSMモジュール検査装置一式の購入取引

当社では、海外事業の一環として平成20年9月から香港子会社を通じて携帯電話の主要部品であるGSMモジュールの取引を始めました。当社が現地メーカーからGSMモジュールをDDS香港社（以下「DDSHK社」）経由で仕入れ、当社が販売先へ納入するもので平成20年9～11月にわたり計3回の取引が行われました。3回目の取引に関して取引のボリューム拡大に対応する送金額を現金で用意できなかった為、A社を商流に加えることになり、当社がA社へ手形で発注し、A社がDDSHK社から購入する取引になりました。取引数量の増大に対応するために、GSMモジュールの検査装置も開発する必要があり、併せてA社に発注しました。

平成20年9～11月に行われた計3回のGSMモジュールの取引の会計処理については適切に行われております。しかしA社から購入した「検査装置一式」12.1百万円（消費税抜11.5百万円）に関しては、A社が発行した預り証があるだけで検査装置の所在が確認できませんでした。検査装置の会計処理については、平成20年12月期に固定資産として工具器具備品に計上され、翌年度にGSMモジュ

ールに関する事業を閉鎖したことから、平成21年6月30日、検査装置は除却扱いとなり7,906千円の除却損を計上しています。

上記の状況を受け、本取引はそもそも前渡金としての処理を行うべきであったとして、固定資産として計上された検査装置とその減価償却費を取消し、平成20年12月期に貸倒損失を計上する等の決算修正を行います。

③ 平成20年12月16日の3波デジタルTV開発前渡金取引

平成19年12月期から行っていたデジタルTV開発系プロジェクトの次のステップとして、デジタルTV本体に組み込み可能な新世代のインターネットTVの開発を行う計画がありました。

インターネットTVの構想をベースに、所要機能・性能・構成などの検討を進め、開発計画を固めました。開発製品のイメージとしては、3波放送（BS、CS、地上波）に対応するとともに、YouTubeなどネット上の様々なコンテンツの視聴や記録保存・再生・編集が容易に可能なものを目指しました。また、他社には見られない特徴として、視聴制限番組に対応するため指紋認証を採用するなど、競争力の強化を目指したものです。本取引は、上記のデジタルTVの開発を当社だけでなく、A社を外注先として並行的に行うという目的で開始されました。そのために、平成20年12月16日に開発前渡金としてA社に66.1百万円が手形によって支払われました。

その後、平成21年3月に資本・事業提携先となったB社より指紋認証関連事業以外の新規事業は中止するように要請があったため、平成21年3月6日～21日における両社間の協議の結果、開発は凍結されました。

このため、平成21年3月31日に、前渡金66.1百万円のうち3月1日に納品処理された63百万円については事業整理損として計上され、残額の315万円については別の取引によるソフトウェア代金に充当されました。

63百万円の事業整理損が発生した事実については、訂正平成20年度有価証券報告書に後発事象として開示します。

当時、以上の3取引について費用を前渡金（注）として現金で支払する必要がありました。しかしながら、当社の資金不足により現金での支払でなく、翌年に期日を迎える支払手形として振り出しました。

その際の会計処理において、①取引については前渡金として計上されるべきものが、製品など開発資産の購入として平成20年10月9日に棚卸資産に約51百万円計上され翌年度に損失処理しておりますので、当該年度に遡って損失計上します。また②取引についても前渡金として計上されるべきものが、工具器具備品の購入として平成20年11月7日に工具器具備品に約11百万円計上され翌年度に損失処理しておりますので、当該年度に遡って損失計上します。さらに③取引については、会計処理は適切になされているものの、本取引に関連して平成21年3月31日に生じた約63百万円の事業整理損が発生した事実については、訂正有価証券報告書に後発事象として開示いたします。

(注) コンピュータ業界において、ほとんどの受託開発会社は、社歴が浅く金融機関からの運転資金の調達が十分にできないことが少なくありません。そのため、開発期間が長期にわたる開発プロジェクトにおいては、開発期間の人件費や開発機材の調達などで資金需要が旺盛なため、発注者側が、開発開始時に前渡金の支払や開発期間中途での中間金の支払をすることが、コンピュータ業界の開発発注における一般的な商慣習であります。

3. 訂正の影響額

(1) 平成20年12月期

<連結>

(単位：千円)

決算期	主要財務諸表項目	訂正前	訂正後	影響額
平成20年12月期	たな卸資産	385,234	334,184	△ 51,050
	工具器具備品	136,544	125,044	△ 11,500
	減価償却累計額	△ 89,991	△ 89,033	958
	利益剰余金	△ 1,810,283	△ 1,871,875	△ 61,591
	資産	1,857,035	1,795,443	△ 61,591
	純資産	237,550	175,959	△ 61,591
	売上原価	1,298,047	1,297,088	△ 958
	貸倒損失	0	62,550	62,550
	営業損失(△)	△ 229,788	△ 228,830	958
	経常損失(△)	△ 367,348	△ 366,390	958
	当期純損失(△)	△ 1,828,174	△ 1,889,766	△ 61,591

<個別>

(単位：千円)

決算期	主要財務諸表項目	訂正前	訂正後	影響額
平成20年12月期	製品	298,499	247,449	△ 51,050
	工具器具備品	134,833	123,333	△ 11,500
	減価償却累計額	△ 89,110	△ 88,152	958
	利益剰余金	△ 1,756,624	△ 1,818,216	△ 61,591
	資産	1,819,249	1,757,657	△ 61,591
	純資産	329,881	268,290	△ 61,591
	売上原価	1,064,842	1,063,884	△ 958
	貸倒損失	0	62,550	62,550
	営業損失(△)	△ 258,897	△ 257,938	958
	経常損失(△)	△ 294,823	△ 293,865	958
	当期純損失(△)	△ 1,752,872	△ 1,814,464	△ 61,591

(2) 平成21年12月期 第1四半期

(単位：千円)

決算期	主要財務諸表項目	訂正前	訂正後	影響額
平成21年12月期 第1四半期	商品及び製品	281,368	230,318	△ 51,050
	有形固定資産	52,358	43,134	△ 9,223
	利益剰余金	△ 2,365,073	△ 2,425,347	△ 60,273
	資産	1,293,008	1,232,734	△ 60,273
	純資産	△ 215,477	△ 275,750	△ 60,273
	売上原価	69,802	68,484	△ 1,317
	営業損失(△)	△ 140,832	△ 139,515	1,317
	経常損失(△)	△ 156,732	△ 155,415	1,317
	当期純損失(△)	△ 554,790	△ 553,472	1,317

(3) 平成21年12月期 第2四半期

(単位：千円)

決算期	主要財務諸表項目	訂正前	訂正後	影響額
平成21年12月期 第2四半期	商品及び製品	324,907	273,857	△ 51,050
	利益剰余金	△ 2,691,936	△ 2,742,986	△ 51,050
	資産	1,029,068	978,018	△ 51,050
	純資産	△ 548,702	△ 599,752	△ 51,050
	売上原価	120,067	117,431	△ 2,635
	固定資産除却損	25,972	18,066	△ 7,906
	営業損失(△)	△ 262,803	△ 260,168	2,635
	経常損失(△)	△ 282,923	△ 280,288	2,635
当期純損失(△)	△ 881,653	△ 871,111	10,541	

(4) 平成21年12月期 第3四半期

(単位：千円)

決算期	主要財務諸表項目	訂正前	訂正後	影響額
平成21年12月期 第3四半期	売上原価	198,443	195,808	△ 2,635
	固定資産除却損	25,976	18,070	△ 7,906
	たな卸資産評価損	152,710	101,660	△ 51,050
	営業損失(△)	△ 360,440	△ 357,804	2,635
	経常損失(△)	△ 387,074	△ 384,438	2,635
	四半期純損失(△)	△ 1,238,722	△ 1,177,130	61,591

(5) 平成21年12月期

<連結>

(単位：千円)

決算期	主要財務諸表項目	訂正前	訂正後	影響額
平成21年12月期	売上原価	270,919	268,283	△ 2,635
	固定資産除却損	27,210	19,304	△ 7,906
	たな卸資産評価損	227,339	176,289	△ 51,050
	営業損失(△)	△ 422,368	△ 419,733	2,635
	経常損失(△)	△ 449,512	△ 446,877	2,635
	当期純損失(△)	△ 1,410,246	△ 1,348,654	61,591

<個別>

(単位：千円)

決算期	主要財務諸表項目	訂正前	訂正後	影響額
平成21年12月期	売上原価	267,798	265,163	△ 2,635
	固定資産除却損	26,995	19,089	△ 7,906
	たな卸資産評価損	191,675	140,625	△ 51,050
	営業損失(△)	△ 402,299	△ 399,664	2,635
	経常損失(△)	△ 446,185	△ 443,550	2,635
	当期純損失(△)	△ 1,500,787	△ 1,439,195	61,591

4. 訂正の原因

訂正を回避できなかつた原因として、以下の内容が挙げられます。

- ① 経営会議・取締役会の形骸化
- ② 監査の実効性の問題
- ③ コンプライアンスに対する意識の問題
- ④ 重要取引に対する社内決裁プロセスの問題

①経営会議・取締役会の形骸化

・統制環境の問題

平成20年12月期において、当社は世界的金融不況に端を発する経営環境の悪化に伴い、代表取締役社長と取締役副社長を中心に営業活動を強化するなど、業績改善に奔走していました。また平成20年9月に企図していた増資を主とした資金調達への進捗が滞り、社内管理体制よりも業績改善と資金不足解消を優先せざるを得ない状況にもありました。そのような環境の中、開発推進業務と管理業務が独立分離的に行われ、代表取締役を含む経営陣相互の監視・監督・監査が適切に機能しなかつたことが、決算訂正を回避できなかつた主たる原因であったといえます。

・組織体制の問題

当時の当社においては、代表取締役および各担当取締役が、担当分野における実務の執行から管理まで独立的に業務を統括していたため、部門内牽制が機能しにくい状態になっておりました。また、各担当取締役による業務遂行に対し代表取締役社長・経営会議・取締役会による業務チェックが不十分な状況となっており、部門間でも相互牽制が機能しにくい状態にありました。

②監査の実効性の問題

・監査役監査の問題

特に、代表取締役社長及び各担当取締役の業務執行状況に対する監査役の監視・監督機能が十分に果たされておりませんでした。また、当社監査役会にも、本件に係る情報が十分に伝達されておらず、結果として、実効性のある監査を行うことができませんでした。さらに、監査法人との意思疎通にも不十分な点がありました。

・内部監査の問題

当時の当社においては、内部統制ルールの運用が徹底されておらず、内部監査室は代表取締役社長直轄の部署であったため、監視活動を独立して行うための機能が十分に働いておりませんでした。

③コンプライアンスに対する意識の問題

取引の実行およびこれに伴う会計処理などに関し、適切な処理のためのコンプライアンス意識が不足しておりました。業務遂行に関するコンプライアンス確保・改善施策はなされていたものの、これを具体的な日常業務の中で十分発揮させるための工夫が不足していました。

④重要取引に対する社内決裁プロセスの問題

・社内稟議システムの問題

当時の当社においては、社内稟議規定に基づき開発発注や契約締結に関する各稟議のほとんどの最終決裁は代表取締役社長が行い、かつ必要に応じて経営会議・取締役会での機関決定を行っておりました。重要取引に対して代表取締役社長ほかの相互チェックが十分に機能しなかつた面や、リスク発生の予測と回避に向けた課題協議が十分になされなかつたなど、社内において相互牽制が機能しませんでした。

5. 再発防止策及び法令遵守体制の整備について

再発防止策及び法令遵守体制の整備の骨子としては、

- ① 経営会議・取締役会の実質化
- ② 監査の実効性の確保
- ③ コンプライアンスに対する意識の徹底
- ④ 重要取引に対する社内決裁プロセスの厳格化

が重要であると考えており、具体的には以下に挙げる施策を実施して参ります。

① 経営会議・取締役会の実質化

・ 内部統制環境の改善

当社は、平成21年度より、業績改善のために事業の選択と集中を行い、また管理担当取締役並びに開発担当取締役の任期途中で辞任により役員陣のスリム化を図るなど、新体制下において経営再建を推し進めております。また平成21年度の監査法人による内部統制監査において内部統制に対する適正意見を取得できなかったことから、内部統制ルールの見直しを行い、平成22年9月に現組織に対応したフローチャート、リスクコントロールマトリクス等書類を整備し、ウォークスルーテストを実施し改善→運用→確認の過程にあります。

現在、適切な会計処理を行うために必要な企業風土の確立に取り組んでおり、今後、不適切な会計処理が発生する可能性を排除できるものと考えております。

・ 組織体制に関する改善

現在、当社においては、特定の役職に権限が集中しないよう、各部門長に権限を委譲する等、管理本部をはじめとした全体の業務フローを見直しております。特に前渡金支出に際しては、経営会議の承認を得るとともに複数の役職員によるチェック体制をとり、業務フローの運用を徹底するよう制度の見直しを図っております。

② 監査の実効性の確保

・ コーポレート・ガバナンスの改善

当社は、経営会議および取締役会を活発に報告、議論をさせる実質性を伴う現場と捉えており、取締役間の相互牽制も可能となり、有効な意思決定ができる体制が整備されつつあると考えております。さらに、監査役監査の実効性確保のために、現在では代表取締役社長と監査役との情報共有も積極的に行われており、また、意見交換も活発に行われていることから、有効な監査を行うことができる状況にあると考えております。なお、監査役の重要な会議への参加などの施策により、再発防止ならびに会社全体のガバナンス向上に努めて参ります。

・ 監視活動の改善

当社においては、部門間の相互牽制制度を充実させ、各部署の業務遂行状況を監視していく予定です。今後特に、取締役の業務執行、当社全体の事業の執行状況、コンプライアンス遵守の状況についても監視活動を一層強化し、必要に応じて直ちに取締役会及び監査役会に報告を行う体制を確立いたします。なお、監査法人との連携を強化し、解決・改善すべき課題の早期発見および是正に取り組みます。

③ コンプライアンスに対する意識の徹底

今後、当社においては、外部専門家によるコンプライアンス研修を経営陣が定期的に受講することによって、内部牽制の効かない状況を安易に許容するのではなく、どのような場合でも相互牽制・監視を行なっていく組織風土を確立し、不適切な会計処理を未然に防止することができると考えております。

また、当社従業員のコンプライアンスに関する意識を強化するため、社内イントラネットを利用したグループウェアによる社内掲示物によって役職員間の意思疎通の場を設け、注意喚起を促す等の具体的な啓発活動を実施し、意識改革の徹底を図って参ります。

④ 重要取引に対する社内決裁プロセスの厳格化

・ 社内稟議システムに関する改善

現在、当社においては、内部統制強化の一環として稟議システムを見直しており、相互牽制が機能する仕組みを取り入れるとともに、決裁権限が担当取締役集中しない社内チェック体制を構築すべきと考えております。特に重要取引については、内部統制ルールの見直しの過程で特に厳格化できるよう企図してまいります。

※社内処分について

本件における有価証券報告書等の訂正が発生したことにより、代表取締役社長の管理監督責任については、社内規程等に従って厳正な処分を行うことを検討いたします。

なお、当時の管理担当取締役及び開発担当取締役は任期途中で辞任しております。

以 上